

令和7年〇月〇日

秋田県障害者サポーター養成講座

～誰もが生き生きと暮らせる秋田を目指して～

(所属名)

本日の内容

- 1 はじめに
- 2 秋田県障害者サポーターとは
- 3 秋田県障害者への理解の促進及び差別の
解消の推進に関する条例
- 4 さまざまな障害に関する理解・配慮

A decorative graphic on the left side of the slide, consisting of several overlapping, semi-transparent triangles in shades of blue, green, yellow, and purple, creating a layered, geometric effect.

1. はじめに

1. 秋田県の障害者の状況

秋田県の総人口 884,877人

うち障害者 **84,450人**

- ・ 身体障害 43,837人
- ・ 知的障害 9,231人
- ・ 精神障害 31,382人

県総人口の
約9.5%

(令和7年3月31日時点)

2. 私たちが目指す社会

●私たちが目指す社会

全ての県民が障害の有無にかかわらず、互いを尊重し、生き生きと暮らせる「**共生社会**」



●障害者の現状

今なお、日常生活や社会生活の様々な場面で不当な差別的取扱や、社会的障壁により暮らしにくさを感じている。



● 社会の責務としての取組

障害及び障害者についての理解を深め、差別を解消し、社会的障壁を取り除くよう、社会全体で取り組まなければならない。



3. 共生社会の実現に向けた秋田県の取組

平成31年4月に「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」を施行



- 障害を理由とする差別の解消がミッション
- 差別解消に向けて、さまざまな施策を実施

4. 差別解消に向けた施策

例えば…

教育の推進

雇用・就労支援

社会参加の促進

県民等への支援

普及啓発

県民等の障害への関心・
理解を深める取組

普及啓発の一環として、

「秋田県障害者サポーター養成講座」を実施

5. 講座で学んでほしいこと

- ✓ 「秋田県障害者サポーター」の役割を理解する
- ✓ 障害・障害者に対する理解を深める



- ✓ 学んだ内容を活かし、地域や身の回りの範囲で、
できる範囲で障害者への配慮や手助けを行う



2. 秋田県障害者サポーターとは

1. 秋田県障害者サポーターとは？

- ①障害に関する基本的な知識を持ち、
- ②障害を理由とする差別の解消を心掛け、
- ③できる範囲で障害者への配慮や手助けを行う

サポーターのこと

2. 障害者サポーターの役割

- できる範囲での障害者への配慮や手助け
- 講座で身につけた知識の地域での普及

☆無理なくできる範囲で、差別解消ひいては
共生社会の実現へ、ご協力をお願いします！

3. 秋田県障害者サポーターの育成

- 市町村や団体（社会福祉協議会など）が主催となり、サポーター養成講座を実施
- 講座を修了した皆様が「秋田県障害者サポーター」となります



修了者にはサポーターバッジ
を配布します！記念品として
お持ち帰りください！



3. 秋田県障害者への理解の促進及び差別の 解消の推進に関する条例

1. 条例の概要について

「秋田県障害者への理解の促進及び差別の解消の推進に関する条例」

施行：平成31年4月1日（令和元年10月1日完全施行）

目的：障害を理由とする差別の解消・共生社会の実現

内容：差別を解消するための措置

差別の解消に関する基本的施策

導入で紹介した施策は
この条例で定めている

2. 障害を理由とする差別を解消するための措置

事項	行政	事業者	県民
不当な差別的取扱いの禁止	義務	義務	義務
合理的配慮の提供	義務	義務	<u>努力義務</u>

※義務・・・必ず行わなければならない

努力義務・・・行うように努めなければいけない

3. 秋田県障害者差別解消条例

○不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、サービスの提供を拒否、制限、条件を付けること等を禁止。

○社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供

障害者から配慮を求められた場合、負担にならない範囲で、必要な対応をすること。

5. 不当な差別的取扱いとは

障害を理由として、正当な理由なく次のような取扱いを行うこと。

○サービスの提供等を拒否する

⇒例) 障害を理由に、アパートの貸出を拒否する

○場所や時間を制限する

⇒例) 障害を理由に、窓口での対応を拒む・順番を後回しにする

○障害者ではない人には付けない条件を付ける 等

⇒例) 障害を理由に、必要がない場面・状態でも介助者の同行を求める

6. 秋田県障害者差別解消条例

○不当な差別的取扱いの禁止

障害を理由として、サービスの提供を拒否、制限、条件を付けること等を禁止。

○社会的障壁の除去のための合理的配慮の提供

障害者から配慮を求められた場合、負担にならない範囲で、必要な対応をすること。

7. 基本となる「障害の社会モデル」の考え方

障害

「障害は個人の心身機能の問題」

⇒個人の努力・工夫で社会に適応

障害の医療
(個人) モデル

「障害を持つ人が暮らしづらい
社会の環境が問題」

⇒社会全体で誰もが暮らしやすい
環境を実現

障害の
社会モデル

👉 「合理的配慮」は障害の社会モデルに基づく考え方

8. 社会的障壁とは

障害のある方にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの

- ① **社会における事物** 通行、利用しにくい施設、設備など
- ② **制度** 利用しにくい制度など
- ③ **慣行** 障害のある方の存在を意識していない慣習、文化など
- ④ **観念** 障害のある方への偏見など

9. 社会的障壁の具体例



例 街中の段差

3 cm程度の段差で車いすは進めなくなります。



例 書籍

難しい漢字ばかりでは、理解しづらい人もいます。



例 ホームページ

すべてが画像だと、読み上げソフトは機能しません。

10. 合理的配慮とは

障害のある人から社会的障壁の除去の求めがあった場合、双方の建設的な対話を通じ、個別の事案に応じて行う配慮のこと



物理的環境への配慮

- 1 簡易スロープの設置により段差を解消し車いすを押す
- 2 高い位置にある商品を取って渡す

意思疎通の配慮

- 1 筆談や簡単な手話で会話をする
- 2 文字情報の読み上げ
- 3 分かりやすい表現
(絵や拡大文字、ふりがな)

ルールなどの柔軟な変更

- 1 研修会などにおける休憩時間の調整
- 2 障害特性に応じた手続き順や席の確保

11. 合理的配慮の不提供

社会的障壁の除去の求めがあったにもかかわらず何もしないこと

差別となる具体例

交通機関で視覚障害のある人から質問されたが、わかるように説明しなかった。



災害避難所で聴覚障害があることを伝えられたが、必要な情報を音声のみで提供した。



役所の会議に招かれた障害のある人に配慮を求められたが、何も対応しなかった。



※求められた配慮が過重な負担となる場合は応じる義務は生じませんが、不当な差別的取扱いと同様、対応できない理由など丁寧な説明を心がけてください。

12. 障害のある方に対して私たちができること

○さまざまな障害に対して理解を深める

- ・どんな症状、特性があるか
- ・どんなことに困っているのか（＝社会的障壁）

○それぞれの障害に応じた合理的配慮を知る

- ・目に見える障害/見えない障害がある
- ・どんな配慮、手助けができるか学ぶ

4. さまざまな障害に関する理解・配慮

テキストの紹介

「障害を正しく理解するための ハンドブック」（秋田県）

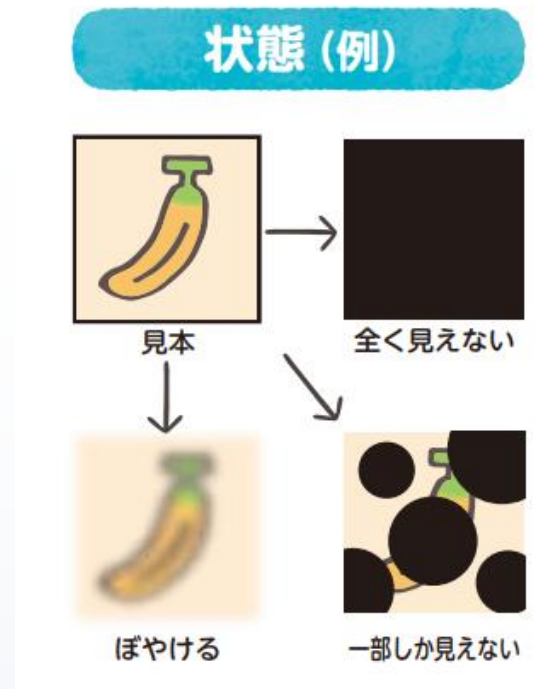
- ・ 心身のさまざまな障害と合理的配慮について紹介
- ・ 緊急、災害時のサポート方法も掲載しています

👉 サポーターとしての活動に
ぜひご活用ください



さまざまな障害① 視覚障害

- 目が全く見えない・
見えにくい状態となる障害
- 全盲・低視力・視野が狭い
一部しか見えない等
- 見た目でわからない人も多い
(白杖・盲導犬等ない場合も)



私たちができること① 視覚障害

(例) こんなことで困っています

● 自分に話しかけられているか判断が難しい。

● バスの中で空いている座席を見つけにくい。

配慮の仕方

● 正面から声をかけ、何に困っているか確認し誘導する。

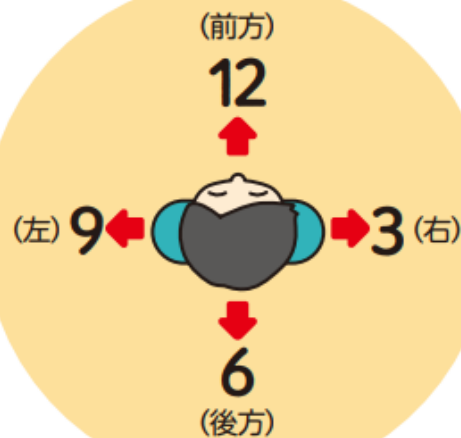
● 声かけをして、乗り降りしやすい座席まで誘導する。

私たちができること① 視覚障害

音声のない信号では
「青に変わりましたよ」
などと声をかける。



物の位置を時計の
文字盤に置き換え
伝える。



さまざまな障害② 聴覚障害

- 耳が全く聞こえない・
聞こえにくい状態となる障害
- 「言語障害」を伴う人も
(発音が難しく会話が困難)
- 補聴器・人工内耳等で補助
人によって聞こえ方は異なる

手話の例

①「挨拶」

②「ありがとう」



私たちができること② 聴覚障害

(例) こんなことで困っています

●バス等のアナウンスや
ブザー、車のクラクションに
気付かない。

●火災報知器や音声の災害情報
に気付かない。



配慮の仕方

●電光掲示板の場所や状況を
伝える。

●スマホ等のメール画面や筆談
を活用し、意思疎通を図る。

私たちができること② 聴覚障害

筆談をするときは、
長い文章で書かずに、
短く簡潔にまとめる。



話すことはできて
聞こえていない人が
いることを理解する。



さまざまな障害③ 肢体不自由

- 上肢や下肢、体幹等の機能の一部・全てに制限がある障害
- 歩行、手を使うこと、食事や姿勢を保つこと等が難しい
- 障害の箇所や程度によって、それぞれ不自由さは異なる



私たちができること③ 肢体不自由

(例) こんなことで困っています

● 階段や段差のある道を移動するのが大変。

● けがをしたときの神経の損傷で体温調整ができない。

配慮の仕方

● 「お手伝いしますか？」等と声をかけてから移動を手伝う。

● 自分が適温だと思っても「寒くないですか？」等と確認する。

私たちができること③ 肢体不自由

サポート前に
まず声かけをして、
どのような手助けが必要かを
確認する。



障害者等用
駐車スペースの斜線部分にも
駐車しない。



さまざまな障害④ 内部障害

- 内臓機能の障害
- 原因不明で治療法が確立されていない「難病」もあり、長期の治療を必要とする
- 外見からは分かりにくいため
周囲の理解と配慮が必要





困っていること 例えば…

● 心臓機能障害

携帯電話等の電波の影響で、ペースメーカーが誤作動を起こす可能性がある。

● 呼吸器機能障害

肺の機能の低下により慢性的な呼吸困難、息切れなどがあり、たばこの煙がとても苦しく感じる。

● じん臓機能障害

人工透析が必要な人は定期的に通院しないといけないので、職場の理解が必要。

● 肝臓機能障害

原因はさまざまで、悪化すると全身倦怠感、むくみ、意識障害などが起こる。

● ぼうこう・直腸機能障害

ぼうこうや直腸の機能が低下したため、人工ぼうこうや人工肛門をつける場合もあり、トイレが長時間になることがある。

● 小腸機能障害

消化吸収が妨げられるため、食事に制限があったり、食事からの栄養補給が困難な場合は、鼻や胃などからチューブを通して栄養を摂ったりする必要がある。

● ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

感染力の弱いウイルスなのに、偏見や差別の目で見られる。

ハンドブックで詳しく説明しています。
お時間のある時ご覧ください。

私たちができること④ 内部障害



近くでたばこを吸わないことや、
細菌、ウイルスに感染
しやすいので、風邪などの
感染症をうつさないように
注意する。

多目的トイレは、人工肛門や人工
ぼうこうの保有者（オストメイト）も
使用するので、必要のない場合は
利用しないようにする。



さまざまな障害⑤ 知的障害

- 何らかの原因で、知的機能の発達に遅れが生じる障害
(学習・理解・判断等が難しい)
- およそ18歳までに症状が現れる
- 日常・社会生活に支援が必要
症状の程度は個人により異なる



私たちができること⑤ 知的障害

(例) こんなことで困っています

● 複雑な話や抽象的な話などの理解しづらい内容のことを言われると戸惑う。

● 人に何かを聞いたり、どうしたいか伝えるのが苦手。

配慮の仕方

● 絵や図、ふりがなや数字などを示して具体的に表現する

● 「助けて」、「困った」が言い出しやすい関係づくりを心がける。

私たちができること⑤ 知的障害

会話がうまく
伝わらないときは、
本人が分かる言い方や方法に
変えてみる。



本人の希望や
思いを大切にサポート
する。



さまざまな障害⑥ 精神障害

○精神疾患により精神機能に生じる
障害

○主な例

統合失調症、神経症、認知症
気分障害（鬱・躁鬱）、
アルコール・薬物依存症 等



私たちができること⑥ 精神障害

(例) こんなことで困っています

●心の調子の波が大きい。

配慮の仕方

●病気の影響により、動きたくても動けない状態であることを理解して接する。

●障害の特性に応じ、出退勤・休憩時間などのルール・慣行の柔軟な変更を行う。

私たちができること⑥ 精神障害

本人の言うことを否定せず、
本人のペースに合わせて
話を聞く。



誤解や偏見による
先入観をもたず、疾患や障害に
ついて正しく理解する。



さまざまな障害⑦ 発達障害

- 先天的な脳の働きや発達のアンバランスさによって生じる障害
- 自閉スペクトラム症、ADHD、学習障害 等
- 個人によって特性が異なるため、困りごとの正確な把握が必要

発達障害の主な特徴



私たちができること⑦ 発達障害

(例) こんなことで困っています

● 大事な予定を忘れたり、物を管理したりすることが苦手。

● 場の状況や相手の気持ちに気づきにくく、合わせるのが苦手。



配慮の仕方

● 口頭で伝えるだけではなく、メモで渡すなどの配慮をする。



● 場面に応じた行動や状況を具体的に伝え、無理強いしない。

私たちができること⑦ 発達障害

肯定的な言葉を意識して、
具体的に伝える。

例) ×宿題しなきゃ、ゲームできないよ
○宿題できたら、ゲームできるよ!



一人一人の特性を
尊重して関わる。

例) あなたのやり方もいいね!



さまざまな障害⑧ 高次脳機能障害

○事故等で脳が損傷を受けることにより、思考・記憶・言語等の機能に生ずる障害

○外見から分かりづらく、周囲の理解を得られにくい

○本人や家族が不安・悩みを抱えやすい

記憶障害

- ・新しいことを覚えられない
- ・約束や予定を忘れる
- ・何度も同じことを聞く

注意障害

- ・気が散りやすい
- ・単純な作業でもミスが多い
- ・ぼんやりしている

遂行機能障害

- ・計画を立てて物事ができない
- ・指示がないと行動できない

社会行動障害

- ・感情のコントロールがうまくいかない
- ・人の気持ちを察することが難しい

私たちができること⑧ 高次脳機能障害

(例) こんなことで困っています

● 効率よく仕事ができなくなり、
単純作業でもミスが増えた。



● 手順を簡単にしたり、手がかりを増やすよう工夫する。

● 以前より怒りっぽくなり、
人間関係が難しくなる。



● 怒りだしたら話題を変えてみる。

配慮の仕方

【参考】ヘルプマーク

- 周囲の人に配慮や支援が必要なことを知らせるためのマーク
 - 外見から分からなくても支援が必要な方が利用できる
 - 市町村（障害福祉窓口）、
県（地域振興局・障害福祉課）
等で配布しています
- ※障害者手帳の有無を問いません



【参考】ヘルプマーク

着用例



街でヘルプマークを見かけたら

- 困っているようだったら声を掛けよう
- 電車・バスでは席を譲ろう
- 災害時は、安全に避難するための支援をしよう

講座のまとめ

✓ 「秋田県障害者サポーター」とは？

⇒ 障害への理解を持ち、差別解消を心がける
できる範囲で障害者を手助けするサポーター

✓ 「秋田県障害者サポーター」の役割は？

⇒ できる範囲で合理的配慮の提供
講座で学んだ知識の地域での普及 をお願いします

障害のある方も、障害のない方も、
互いを尊重し、生き生きと暮らせる「共生社会」。

誰もが暮らしやすい秋田県にしていくために、
できる範囲で差別解消のご協力をお願いします。

ご静聴、ありがとうございました。